

熊本市障がい者プラン

(中間見直しによる改訂)

素案

平成26年11月
熊本市障がい保健福祉課

目 次

第1編 総論

- 第1章 計画の基本的な考え方 1
- 第2章 障がい者を取り巻く環境の変化 4
- 第3章 障がい者の動向 7
- 第4章 重点プロジェクト 12

第2編 分野別施策

- 計画の体系 16
- 第1章 相互理解の促進と市民参加の活動 17
- 第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援 19
- 第3章 保健と医療サービスの適切な提供 27
- 第4章 すべての人にやさしく安全なまちづくり 32
- 第5章 生涯にわたる教育等の支援体制 35
- 第6章 自立と社会参加への条件整備 38
- 第7章 情報提供の充実 43

第3編 数値目標

附属資料

※この計画のなかには、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法律の名称・用語については「障害」としてありますが、そのほかは「障がい」と表記しております。

第1編 総論

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 障がい者を取り巻く環境の変化

第3章 障がい者施策の動向

第4章 重点施策

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市は、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）、障害者基本法及び熊本県が定めた「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いに人格と個性を尊重し共生する社会（共生社会）の実現を目指して、「自立と共生の地域づくり」を本計画の基本理念に掲げ、誰もが自分の能力を活かして社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できる環境づくりを総合的に推進していきます。

2 基本的な視点

●障がいのある方の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいのある方を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい福祉施策の策定及び実施に当たっては、障がいのある方及びその家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

あわせて、障がいのある方本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、意思決定の支援を行います。

●当事者本位の総合的な支援

障がいのある方が、ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

●障がい特性等に配慮した支援

障がい福祉施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて、立案及び実施します。

また、発達障がいや難病等、多様な障がいについて、市民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

●アクセシビリティの向上

障がいの有無に関わらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障がいのある方の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフトとハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

あわせて、社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の取り組みを積極的に支援します。

●総合的かつ計画的な取り組みの推進

効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等、障がい福祉施策に関係する他の施策・計画との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

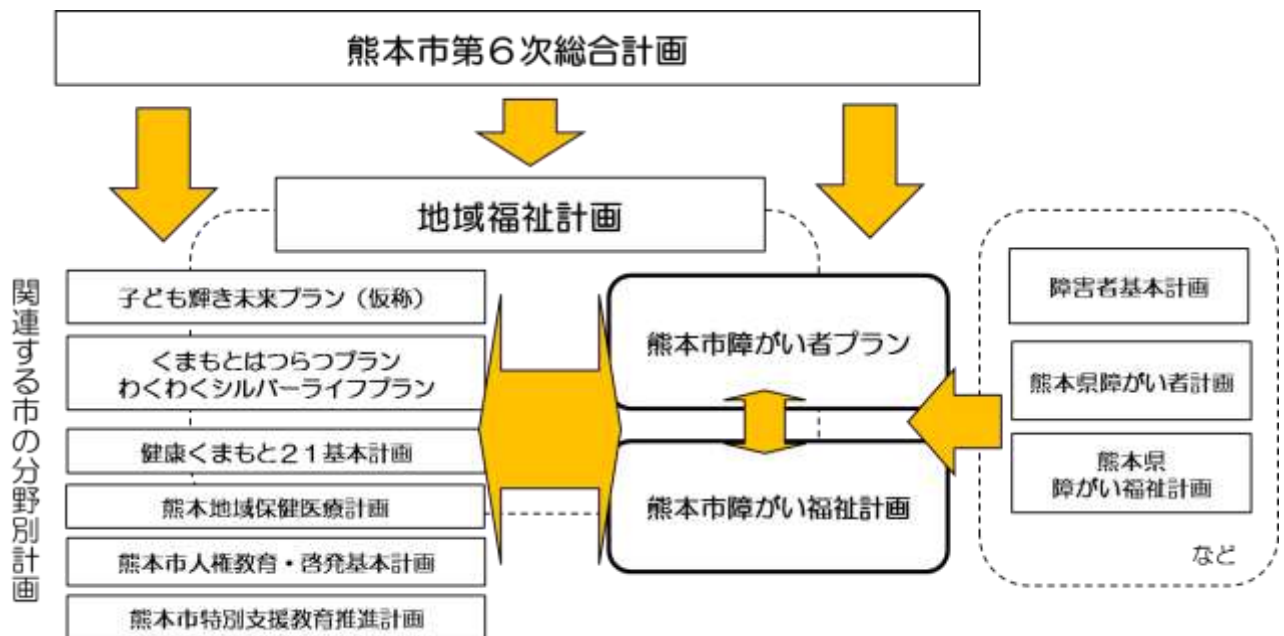
3 計画の位置づけ

「熊本市障がい者プラン」は、障害者基本法に規定された市町村障害者計画であり、本市の障がい福祉施策に関する基本的な事項を定めた計画です。

本市においては、「熊本市第6次総合計画」を上位計画とした分野別の計画として位置づけられ、計画の策定や変更、推進にあたっては、本市における他の分野別計画との整合性や連携を図ります。

また、国が策定する「障害者基本計画」や、熊本県が策定する「熊本県障がい者計画」との整合性も図ります。

なお、障害者総合支援法に規定された、障害福祉サービス等の見込み量やその確保のための方策などを定めた「市町村障害福祉計画」である「熊本市障がい福祉計画」は、この「熊本市障がい者プラン」との整合性を図り策定を行います。



4 計画期間

この計画は、平成21年度から平成30年度までの計画期間とします。

また、社会情勢の変化などにより見直しが必要な場合は適時見直しを行います。

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
			● 熊本市障がい者プラン ● 見直し									
● 熊本市障がい福祉計画 (第1期計画) ● 見直し			● 熊本市障がい福祉計画 (第2期計画) ● 見直し			● 熊本市障がい福祉計画 (第3期計画) ● 見直し			● 熊本市障がい福祉計画 (第4期計画) ● 見直し			

5 推進体制及び進捗管理

熊本市障がい者プランについては、福祉・保健・医療・教育・就労・都市基盤など多くの分野において、関係機関との連携を図り、計画の推進を図ります。

また、進捗管理については、施策の実績や達成状況等について「熊本市障害者施策推進協議会」等に報告し検証することで、計画の効果的な推進を図ります。

なお、プランの策定や改訂に当たっては、障害者基本法に基づき熊本市障害者施策推進協議会で審議を行い、その意見を踏まえることとします。

1 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

平成26年1月、わが国は障害者権利条約を批准しました。

障害者権利条約は、障がいのある方の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある方の権利の実現のための措置等を規定した、障がいのある方に関する初めての国際条約です。

障害者権利条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しており、この「差別」には、障がいを理由とする直接的な差別だけではなく、過度の負担でもないにもかかわらず、必要で適当な配慮、いわゆる「合理的配慮」※を行わないことも含まれています。

この条約の批准までには様々な法制度整備が進められ、平成23年の障害者基本法の改正の際には、障害者権利条約の差別の禁止にかかる規定の趣旨を盛り込み、基本原則として「差別の禁止」が規定されました。また、この規定を具体化するものとして、平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が成立し、施行に向けての取り組みが始まっています。

このように、この条約の締結により、障がいのある方の人権の尊重と、様々な分野における権利の実現に向けた取り組みが一層強化されることが期待されています。

2 障害者自立支援法から障害者総合支援法へ

平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、それまでそれぞれに進められてきた、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいの福祉施策の一元化が図られるとともに、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等地域の実情に応じたサービスが受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

その後、障害者自立支援法の一部改正により、相談支援の充実や障がい児支援の強化が図られ、平成25年4月の障害者総合支援法の施行によって、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がいのある方の定義に新たに難病等が追加され、障がい者手帳がなくても障害福祉サービス等を受けることができるようになるとともに、障害福祉サービスの拡充が行われています。

※「合理的配慮」とは、障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいうとされています。

3 主な法制度の成立・改正

年月	法制度
平成 18 年 4 月	障害者自立支援法施行 (3障がいの一元化、障害程度区分の導入など)
平成 19 年 9 月	障害者の権利に関する条約に署名
平成 22 年 12 月	障害者自立支援法改正 (障がい者の範囲に発達障がい対象として明確化など)
平成 23 年 8 月	障害者基本法改正 (目的と理念の改正、障がい者の定義の見直し、差別の禁止など)
平成 24 年 10 月	障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律施行
平成 25 年 4 月	障害者総合支援法施行 (一部) (障がい者の範囲に難病等の追加など)
	障害者優先調達推進法施行
	障害者の法定雇用率引き上げ
平成 25 年 6 月	障害者差別解消推進法成立 (H28.4 月施行予定)
	障害者雇用促進法改正 (H28.4 月、H30.4 月施行予定) (雇用分野における差別の禁止、精神障がい者を法定雇用率の算出に加えるなど)
平成 26 年 1 月	障害者権利条約批准
平成 26 年 4 月	精神保健及び精神障害福祉に関する法律の一部を改正する法律 (保護者制度の廃止、医療保護入院の見直しなど)
	障害者総合支援法施行 (グループホームとケアホームの一元化、障害程度区分から障害支援区分へ)

※法律の名称は一部省略

4 当事者の様々な特性や状況に応じた、当事者本位の施策に求められる課題

障がいのある方の数（障がい者手帳所持者）は年々増加傾向にあります。増加の要因は、病気や事故などによるものだけでなく、加齢に伴う心身機能の低下、生活習慣病やストレスからのうつなど様々です。また、発達障がいと診断される人や、障害者総合支援法の施行により新たに障がいの範囲に加わった難病患者など、障がい者手帳を持たない障がいのある方も増えています。

このような中で、様々な障がいのある方に対する適切な保健・福祉サービスの提供に加え、相談体制や情報提供の充実が必要です。また、施設入所から地域移行の流れの中で、地域社会における意識や環境面での課題の解決も必要となります。

（１）ライフステージに応じた一貫した支援の必要性

当事者や支援者、熊本市障がい者自立支援協議会（子ども部会等）、各種団体などから、「ライフステージが変わる度に支援が切れてしまう、将来に亘って必要な支援をどのように受け続けていけるのか分からない、障がい児を持つ多くの親は必要な情報を自力で探さなければならない状況にある」など、将来への不安の声が挙がっています。

本市には多くの相談窓口や支援機関があるものの、それらの当事者への認知度・利用度はまだ十分ではない状況です（相談支援事業所の認知度 39.2%：平成 26 年度障がい当事者アンケート結果より）。

障がいの有無に関わらず誰もが生涯安心した生活を営むためには、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージで切れ目のない相談や支援が受けられることが必要です

（２）社会参加の一層の促進（地域社会の課題）

平成 24 年に障害者虐待防止法が施行、25 年に障害者差別解消法が制定されるなど、障がい者の虐待防止や権利擁護に関する法整備が進んでいますが、依然として障がいのある方が差別や偏見などに悩まされるケースがあります。

社会参加は、当事者の自立の一助となるとともに、生きがいや喜びを感じたり、コミュニケーション、自己肯定感の醸成などに資する面があり、当事者が住み慣れた地域で自立して生き生きと暮らす上での重要な活動です。

障がいのある方が、就労をはじめ、文化やスポーツ、余暇活動などを身近に行えるためには、社会参加の様々な機会や環境づくりが必要であり、このような活動の促進には、地域住民が障がいや障がい者に対して正しく理解するとともに、地域社会の中で合理的配慮^{*}が行われることが必要となります。

第3章 障がい者の動向

1 3障がい手帳の所持者数

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者（重複含む）は、平成 25 年度末（平成 26 年 3 月 31 日）現在で延べ 43,963 人であり、市民の約 17 人に 1 人が身体、知的又は精神障がいの手帳を所持している状況です。

手帳の種類別では、身体障害者手帳所持者が 31,078 人（約 70.7%）、療育手帳所持者が 5,897 人（約 13.4%）、精神障害者保健福祉手帳所持者が 6,998 人（約 15.9%）となっており、いずれの障がいにおいても、手帳所持者数は増加傾向にあります。

また近年は、発達障がいと診断される人や、障害者総合支援法の施行により新たに障がい者の範囲に難病患者が加わり、障がい者手帳を所持していない障がいのある方も増加傾向にあります。

■3障がい全体の手帳所持者数■



	(人)				
	H21	H22	H23	H24	H25
身体障害者手帳	29,562	30,100	30,393	30,661	31,078
療育手帳	4,999	5,236	5,445	5,686	5,897
精神障害者保健福祉手帳	4,993	5,393	5,735	6,238	6,988
合計	39,554	40,729	41,573	42,585	43,963

2 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者数は、平成 25 年度末で 31,078 人となっており、障害手帳所持者総数の約 71%にあたります。平成 21 年度と比較すると、1,516 人増加しており、増加率は約 5.1%となっています。

増加の要因としては、高齢化による肢体不自由や心臓、じん臓機能障がいの増加が考えられます。障がい部位別に見ても、肢体不自由、内部障害の順で多く、身体障害者手帳所持者数のうち約 84%を占めている状況です。

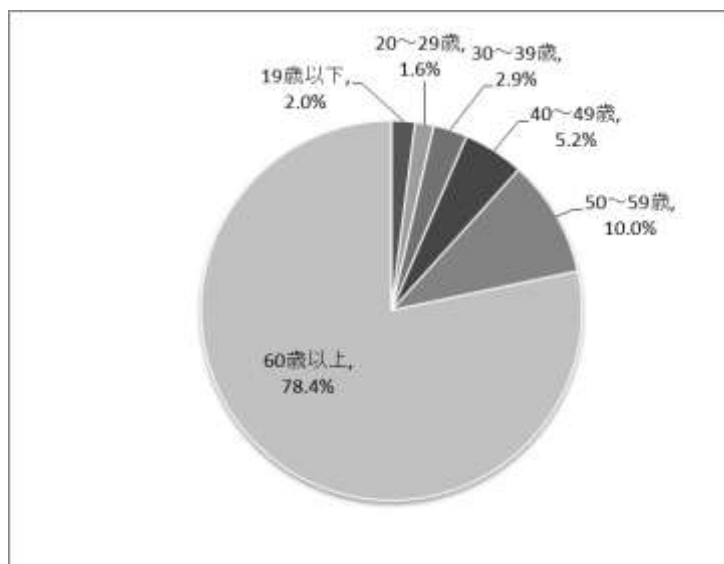
■障がい部位別身障手帳所持者数■



合計	29,562	30,100	30,393	30,661	31,078	(人)
----	--------	--------	--------	--------	--------	-----

また、年齢階層別構成比では、平成 25 年度末現在で 60 歳以上が約 78%となっており、高齢者が大半を占めています。

■年齢階層別構成比■



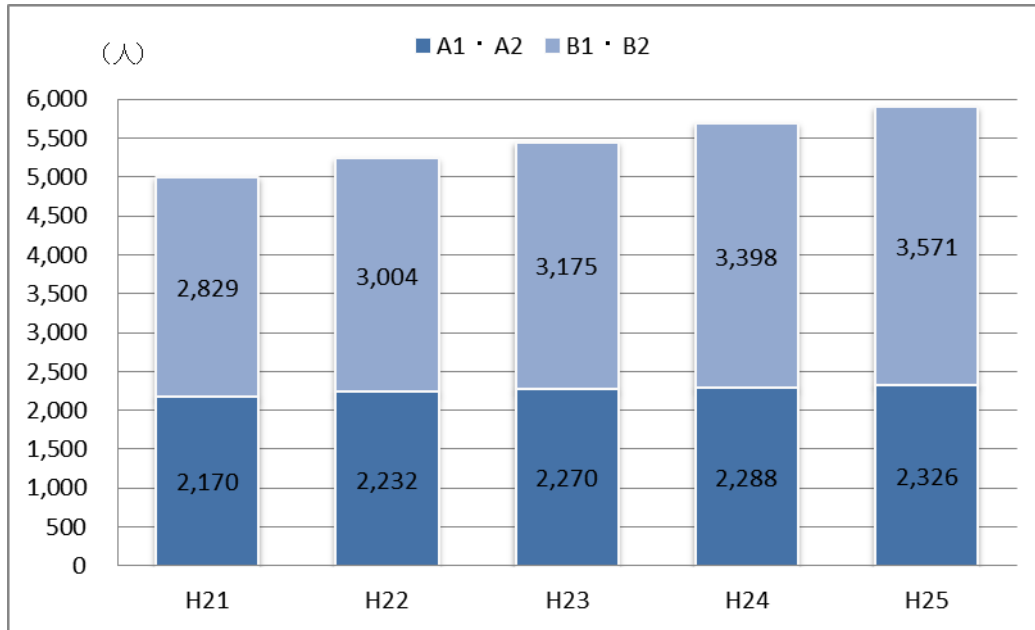
平成 26 年 3 月末現在

3 療育手帳

療育手帳の所持者数は、平成25年度末で5,897人となっており、障害者手帳所持者総数の約13%にあたります。平成21年度と比較すると、898人増加しており、増加率は約18%となっています。

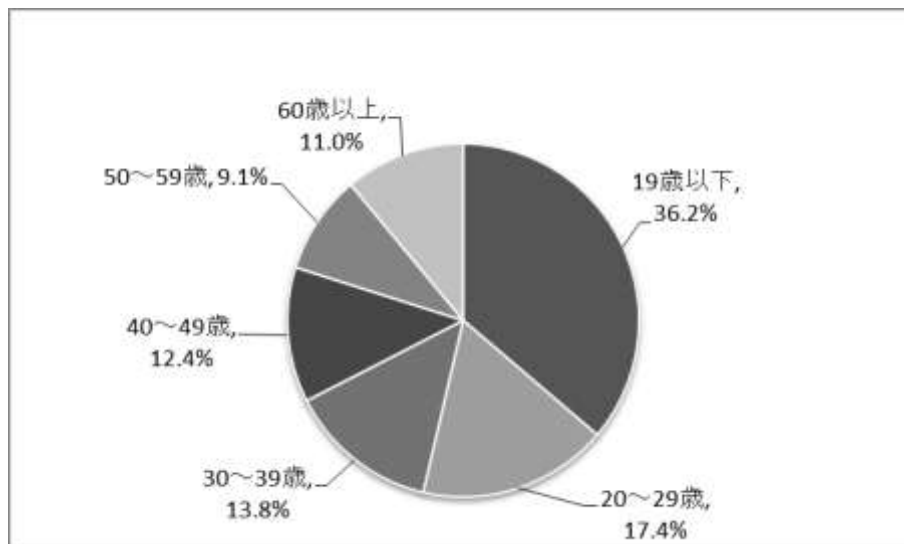
療育手帳交付状況を見ても、その数は増加傾向にあり、特に中・軽度（B1・B2）の手帳所持者の増加傾向が顕著となっています。

■程度別療育手帳所持者数■



また、年齢階層別構成比では、平成25年度末現在で19歳以下が約36.2%、20歳から59歳までが約52.7%、60歳以上は約11%となっており、若年層の割合が高くなっています。

■年齢階層別構成比■



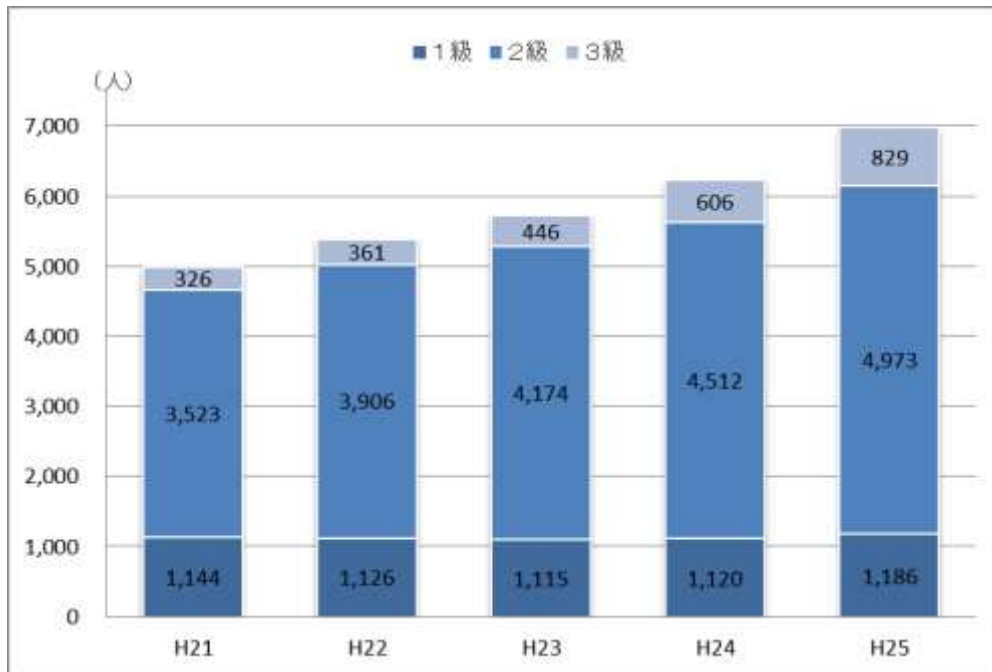
平成26年3月末現在

4 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 25 年度末では 6,988 人となっており、障害者手帳所持者総数の約 16%にあたります。平成 21 年度と比較すると 1,995 人増加しており、増加率は約 40%となっています。

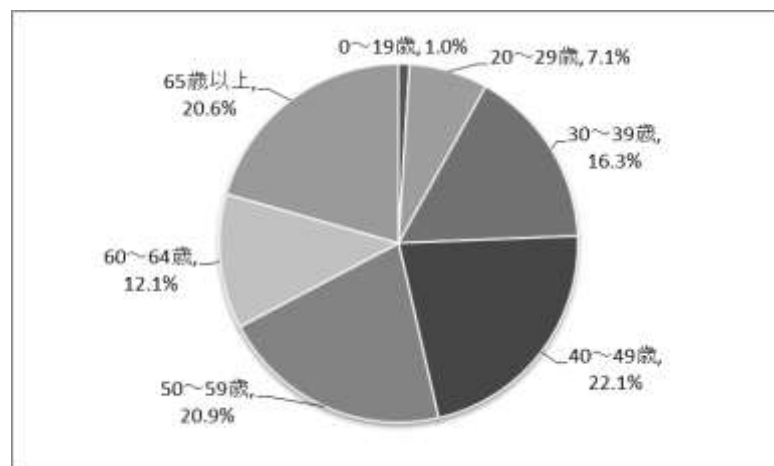
身体障害者手帳、療育手帳と比較して交付数の増加率が最も高く、今後も増加していくものと考えられます。

■等級別精神保健福祉手帳所持者数■



また、年齢階層別構成比では、平成 25 年度末現在で 40 歳代が 22.1%、50 歳代が 20.9%、60 歳以上が 32.7%となっており、40 歳代以上で約 7 割以上（75.7%）を占めています。

■年齢階層別構成比■



平成 26 年 3 月 31 日現在

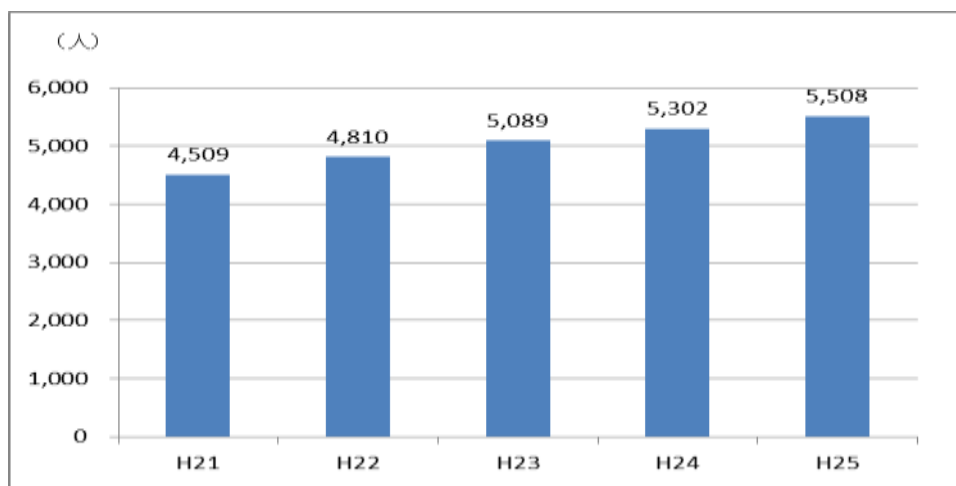
5 難病患者の状況(特定疾患医療受給者証所持者数)

障害者総合支援法の施行に伴い、障がいの範囲に難病等が加わりました。

難病患者のうち、特定疾患医療受給者証所持者数は、平成 25 年度末時点で 5,508 人となっており、年々増加の傾向にあります。

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、医療費助成の対象疾患は 56 疾患から平成 27 年 1 月 1 日には 110 疾患となり、同年の夏頃には、300 疾患になる予定です。

■特定疾患医療受給者証所持者数■



	H21	H22	H23	H24	H25
受給者証所持者数	4,509	4,810	5,089	5,302	5,508

※数値は各年度末の状況

第4章 重点プロジェクト

「重点プロジェクト」とは、「当事者の様々な特性や状況に応じた、当事者本位の施策に求められる課題」の解決に向けて、本計画の前期期間（H21-H26）の中で掲げた重点施策を踏まえたうえで、後期計画期間である平成27年度から平成30年度の4年間に重点的に取り組むべき障がい者施策の推進に際して、複数の機関がそれぞれの機能を強化するとともに、相互に連携した総合的な取り組みを行うことが必要な事業について、その全体的な体制を明確化するために設定するものです。

【1】生涯を通じた支援のシームレスプロジェクト （福祉・保健・医療・教育の連携）

【2】社会参加促進プロジェクト

【1】生涯を通じた支援のシームレスプロジェクト(福祉、保健、医療、教育の連携)

障がいのある児童とその家族が将来を見通し適切な支援を受けながら暮らしていくことができる社会の実現を目指します。

そこで、ライフステージに応じた相談体制や情報提供の充実、障害福祉サービスをはじめとした福祉制度と学校教育や保健・医療機関等との相互連携を図ることで、生涯を通じて一貫した切れ目のない支援体制の充実に努めます。

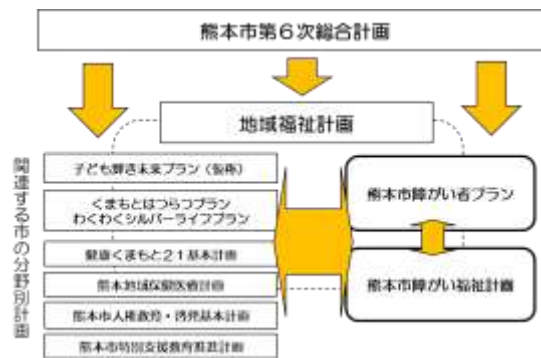
【取組みの方向】

生涯を通じた支援のシームレスプロジェクト

() 内は主な取組み例

多様な機関の連携による総合的な情報提供と情報の共有化

- 福祉的相談支援及び教育相談支援体制の充実と連携
※図表1 参照
- 関係機関の情報共有と施策立案・実施段階における連携
(各種行政計画の整合、庁内連携会議の設置等)



ライフステージに応じた支援と様々な連携

- ライフステージが変わる際のつなぎと伴走型の支援
(幼児期・学齢期における移行支援シートの活用、就学相談、介護保険へのスムーズな移行等)
- 制度の谷間にある障がいを含めた支援が必要な児者の早期発見と適切な支援
(校区保健師による支援、各種検診の充実、障害児通所支援事業(福祉型・医療型児童発達支援等)、障害児等療育支援等)
- 全てのライフステージにおける家族支援の充実
(障害児通所支援事業(放課後等デイ等)、サマーほっとクラブ、児童育成クラブ、障害福祉サービス(短期入所、日中一時支援、訪問支援等))

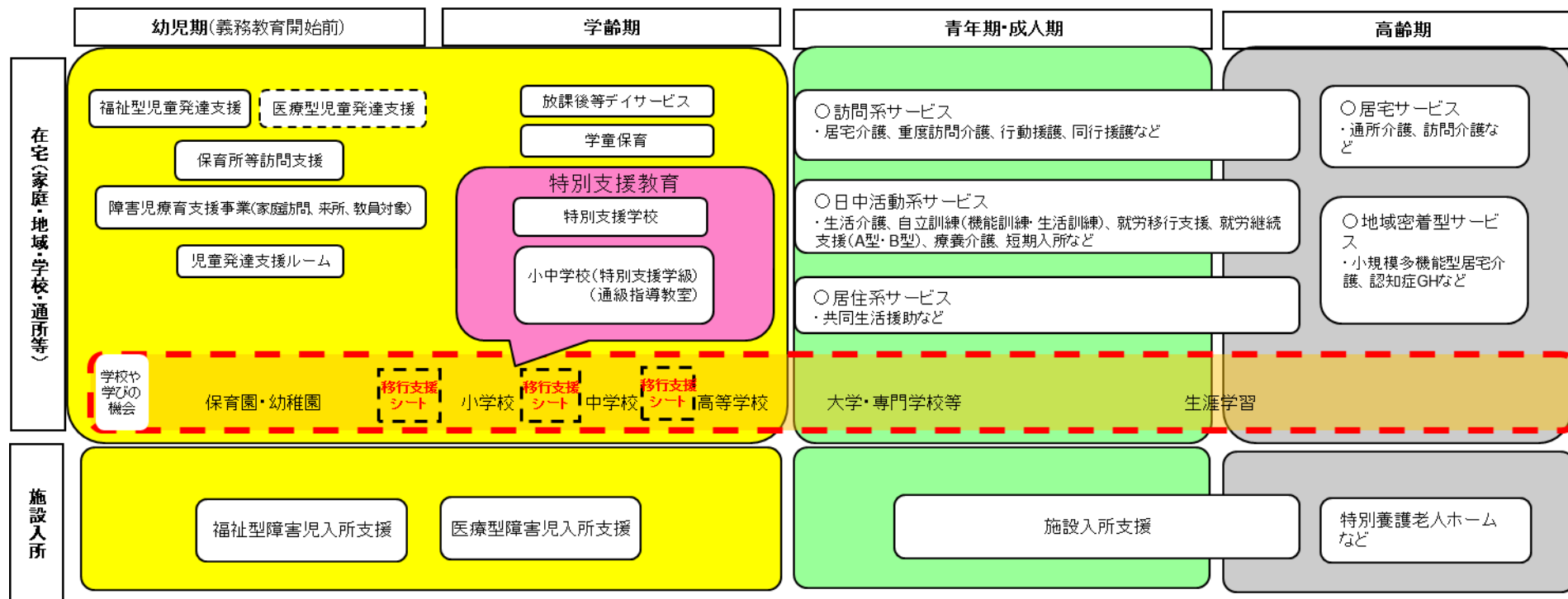
【成果指標】 (H26実績値→H30目標値)

- 相談機関(障がい者相談支援事業所)の認知度(利用したことがある、知っているが利用したことはない)

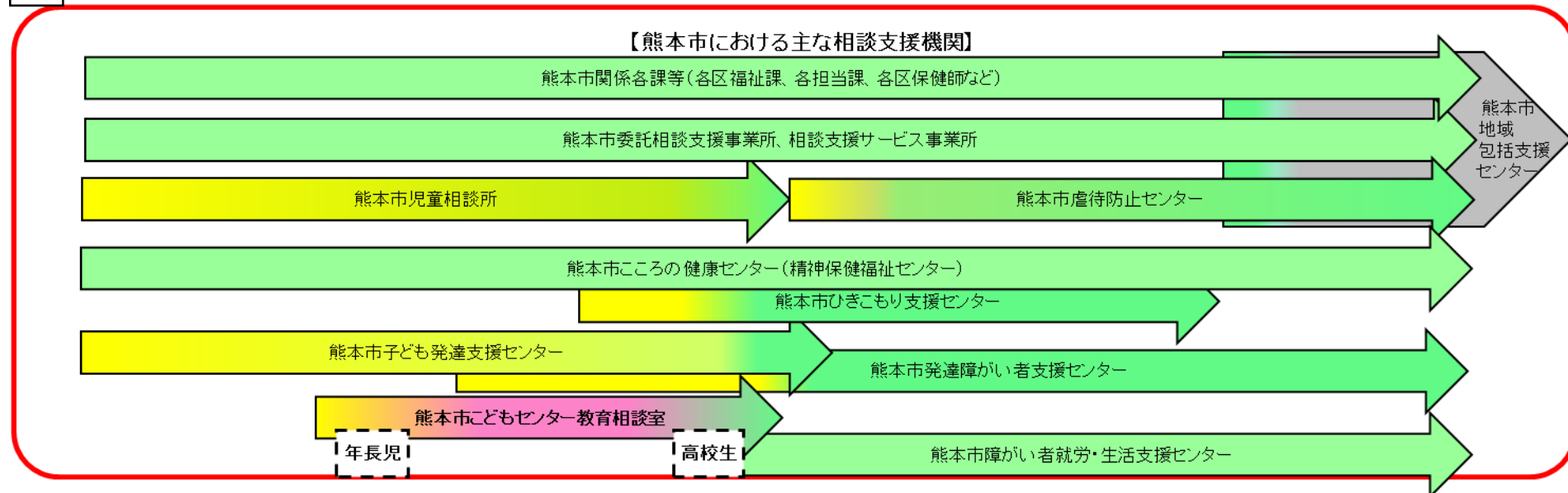
39.2% ⇒ 60%

※障がい当事者アンケートより(H26.7月~8月実施)

生涯を通じた障がいのある方への支援体制（イメージ）



14



【2】 社会参加促進プロジェクト

多くの方が、障がいや障がいのある方に対する正しい理解を深め、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

そこで、障がいのある方が地域の中で自分らしく働いたり、スポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動などを身近に楽しめるよう環境の整備に努め、多様な社会参加の機会を提供に取り組み、そのために必要な障がいに対する市民への理解促進を推進します。

【取組みの方向】

社会参加促進プロジェクト

() 内は主な取組み例

障がい者の権利と尊厳の保障

※主に市民（及び事業者、行政）向け

- 啓発による市民の理解促進、交流活動の促進
(障がい者サポーター制度、心の輪事業等)
- 障がいを理由とする差別や偏見の解消
(障がい者サポーター制度、心の輪事業、差別解消法への対応等)
- 社会的障壁の除去
(建築物、道路、公共交通機関等へのユニバーサルデザインの導入、公共交通・移送手段の利便性の向上、社会モデルの普及等)
- 権利擁護の推進
(障がい者虐待防止センター事業、成年後見制度等)
- 防災対策の推進
(要援護者支援制度、福祉避難所協定等)

多様な社会参加の機会の提供

※主に障がいのある方ご本人向け

- 雇用促進、就労支援の強化
(市就労・生活支援センター事業等)
- 様々な活動の推進と環境整備
(生産活動、創作的活動、文化・芸術活動、スポーツ等)
- 総合的な相談支援の充実
(相談支援事業、市就労・生活支援センター事業等)
- 外出や移動に必要なサービスの提供
(同行援護、行動援護、移動支援等)
- 当事者の活動や障がい福祉に関するボランティア活動の促進
(障がい者サポーター制度、市民活動支援センター事業、地活センター事業、市社協による取組み等)

【成果指標】 (H26実績値→H30目標値)

○ 熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思える割合(思う、どちらかといえば思う)

34.0% ⇒ 45%

※障がい当事者アンケートより(H26.7月～8月実施)

第2編 分野別施策

計画の体系

第1章 相互理解の促進と市民参加の活動

～啓発・広報・ボランティア～

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援

～生活支援～

第3章 保健と医療サービスの適切な提供

～保健・医療～

第4章 すべての人にやさしく安全なまちづくり

～生活環境～

第5章 生涯にわたる教育等の支援体制

～教育・育成～

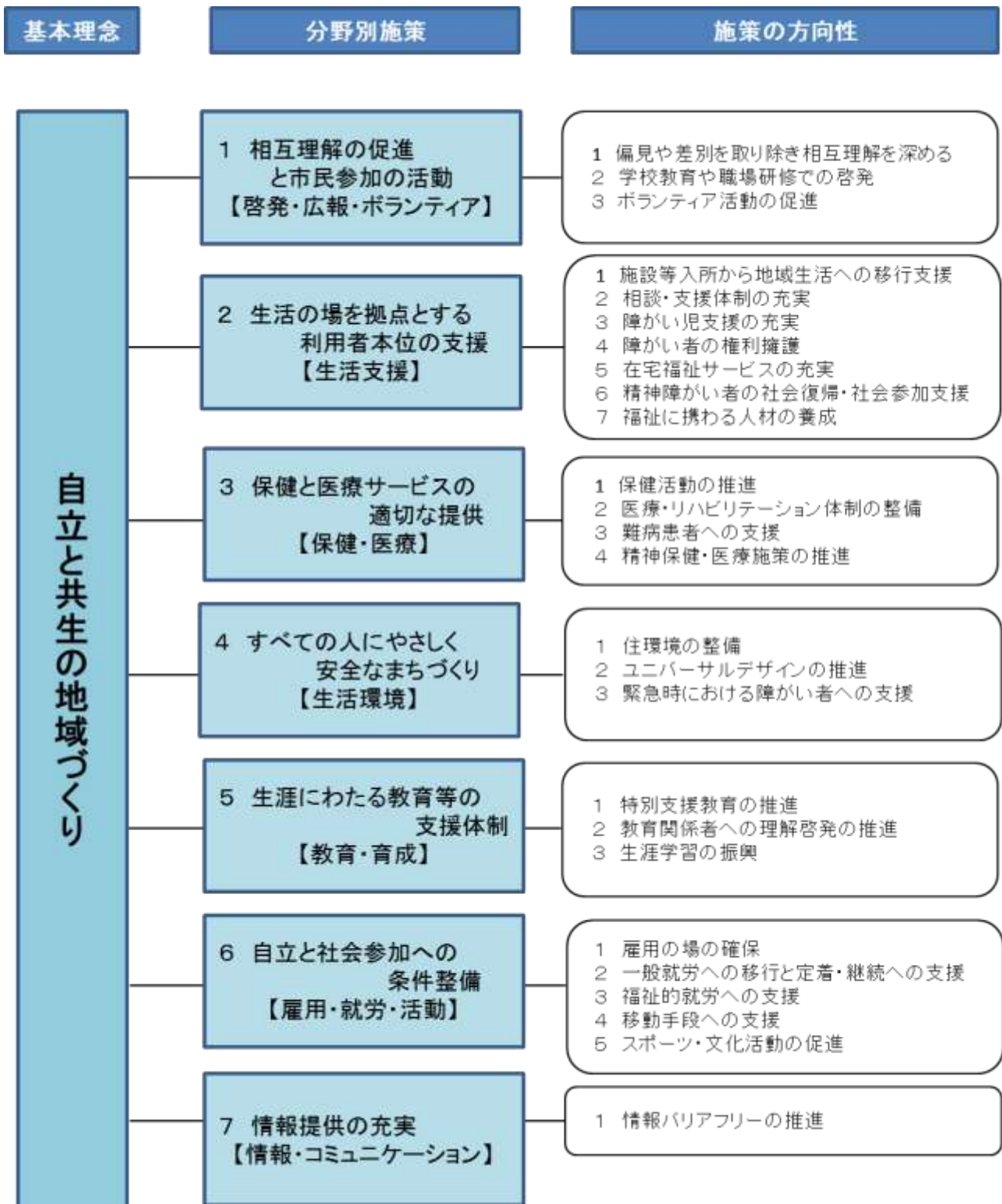
第6章 自立と社会参加への条件整備

～雇用・就労・活動～

第7章 情報提供の充実

～情報・コミュニケーション～

計画の体系



■現状と課題

- 障がいのある方が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいや障がい者についての正しい知識の普及を進め、ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図る必要があります。
- 障がいや障がいのある方への正しい理解を推進するためには、子どもの頃からさまざまな機会を捉え、正しい知識と理解を深めるための機会を設けることが必要です。
- ボランティア活動への関心が市民の幅広い層に広がっており、障がいのある方を支援するボランティアの養成や活動への支援、相談や情報を提供する窓口等の充実が求められています。

■施策の方向性

1 偏見や差別を取り除き相互理解を深める

障がいのある方の社会参加を妨げる差別や偏見をなくし、すべての市民が互いに尊重しあい、共に生活する社会を目指して、障がいや障がいのある方についての正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。

2 学校教育や職場研修での啓発

教育の現場や、職場の中で、障がいや障がいのある方に対する正しい理解と意識の向上を図ります。

3 ボランティア活動の促進

市民による障がい者支援の活動が促進されるよう、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。

■具体的な取り組み

1-1 偏見や差別を取り除き相互理解を深める

① 広報・啓発活動の推進

障がいや障がいのある方に対する理解を促進するため、市政だよりや市ホームページをはじめ、新聞・ラジオ・テレビ等の多様な情報メディアを活用し、広報及び啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。

② 講演会や啓発イベントによる理解の促進

障がいをテーマにした講演会や啓発イベントの開催、障害者週間の周知により、市民の関心を高め、障がいや障がいのある方に対する理解の促進を図ります。

特に、発達障がいや難病などについてより一層の周知を行い、その特性や必要な配慮に関する正しい知識の普及に取り組めます。

③ 各種大会への支援

障がいのある方のスポーツ大会や研修会等の活動を支援し、障がいのある方の社会参加を図り、障がいに対する市民の正しい理解の普及に努めます。

④ 交流活動による理解の促進

障がいのある人とない人が交流する機会を充実することで、障がい特性や必要な配慮を学び、障がいについての理解の促進を図ります。

⑤ 障害者権利条約及び障がい者関連法令等の周知

障がいのある方の人権尊重を図り、障がい及び障がいのある方に対する正しい理解を促進するため、障害者権利条約や、障害者差別解消法等障がい者関連法令等について、市民に周知を図ります。

1-2 学校教育や職場研修での啓発

① 職員等への啓発

職員等への研修を行い、障がいや障がいのある方についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深め、福祉サービスの向上を図ります。

② 共に学ぶ教育の推進

障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学校生活や学習に取り組む中で、障がいについての正しい理解とノーマライゼーションの推進を図ります。

1-3 ボランティア活動の促進

① ボランティア活動の啓発

障がい福祉に関するボランティア情報の収集及び、効果的な情報の提供に取組みます。

② ボランティア活動の相談・支援

障がいのある方を支援する個人及び団体の活動が継続できるように、ボランティアの相談、登録、紹介、ボランティア活動保険の加入等の窓口を設置し、活動の普及と支援を行います。

③ ボランティアの養成

障がい者サポーター制度の拡充や、精神保健福祉ボランティア養成講座の開催等により、障がいへの正しい知識を普及し、障がい者支援の活動に携わるボランティアを養成します。

また、ボランティアと市民活動団体のマッチングの機会を提供するとともに、ボランティア活動を行う人のニーズにあった研修やセミナーを開催します。



■現状と課題

- 障がいのある方本人の意向を尊重した地域での生活を促進するため、地域移行への支援が必要です。
- 身近な所で気軽に相談できる窓口から専門的な相談に対応する窓口まで、各機関が連携した相談支援体制の充実が求められています。また、各種福祉サービスの紹介や相談業務を円滑に行うため、福祉・保健・医療・教育の連携をより一層充実する必要があります。さらに、障がいのある方やその家族が、自らの経験を踏まえて相談や支援にあたるなど、当事者によるピアカウンセリングや、家族会による自主的な活動等の推進を図る必要があります。
- 子どもの障がいを早期に発見し、障がいのある子どもが住み慣れた地域で暮らしながら、専門的な療育を身近なところで受けられる体制の充実が求められています。また、障がいの重度・多様化に伴い、子どもの発達状況の把握や機能訓練等について、医療・福祉関係機関等との連携を強化する必要があります。さらに、障がいのある子どもの放課後や夏休み等長期休業中の健全育成と、養育する家族等への支援制度の充実が求められています。
- 利用者本位の福祉サービスへの移行に伴い、障がいのある方の自己選択・自己決定に必要な情報を適切に提供し、利用者の利益の保護が求められています。また、障がいのある方が安心して暮らせるように、人権と権利を擁護するための制度を身近なものとして周知し、普及する必要があります。
- 在宅福祉サービスについて、障がいのある方のニーズに応じたサービス提供体制の整備が必要です。
- 障害者手帳交付状況の推移から、今後も、精神障がい者は増加する傾向にあり、精神障がい者への理解促進をはじめとした精神障がい者福祉施策をさらに充実していく必要があります。また、家族・地域・医療機関・行政のそれぞれの立場において、受入の条件を整えば退院可能とされる精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するための理解と支援が求められています。さらに、精神障がい者の在宅生活と社会参加・社会復帰を支援するうえで、保健福祉サービスや交流の場の充実を図る必要があります。
- 行政や社会福祉施設等の職員の確保や資質の向上に加え、障がい者の地域生活と社会参加を促進するうえで、在宅生活や社会活動を支援する幅広い人材の養成と確保が必要です。

■施策の方向性

1 施設等入所から地域生活への移行促進

- ・施設等入所から地域生活への移行を支援します。
- ・地域生活を送るための準備や移行後の生活における支援を行い、地域定着を図ります。

2 相談・支援体制の充実

- ・住み慣れた家や地域の中で障がい者が安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう、窓口機能の充実と連携の強化を図ります。
- ・福祉サービスの選択と決定に適切な助言や支援を行うため、障がい者へのケアマネジメントを行うとともに、サービス事業者による「相談支援事業」を充実します。

3 障がい児支援の充実

- ・子どもの障がいの早期発見・早期療育に努め、自立した生活を目指した支援を行います。特に、「発達障害者支援法」を踏まえ、発達障がい児に対する早期発見・早期療育等の支援の充実を図ることとし、「子ども発達支援センター」を中心に、就学前から学童期、卒業後の進路指導など子どもの成長段階に応じた一貫した療育体制の確立に努めます。
- ・保護者の介護負担の軽減を図るための支援を充実します。

4 障がい者の権利擁護

- ・障がいのある方が安心した日常生活を送れるように、一人ひとりの人権を尊重し、問題解決に向けた支援に努めます。
- ・障害者権利条約を踏まえ、障がいのある方への合理的配慮の重要性について周知に努めます。

5 在宅福祉サービスの充実

- ・「熊本市障がい福祉計画」に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業の推進を図ります。
- ・障害者総合支援法に基づく福祉サービス以外にも、地域の実情に応じて必要なサービスを実施します。

6 精神障がい者の社会復帰・社会参加支援

- ・精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するため、精神障がいについての正しい理解の啓発を行うとともに、サービス事業者等との連携のもと、精神障がい者に対する福祉サービスの充実を図ります。

7 福祉に携わる人材の養成

- ・障がいのある方の在宅生活や社会参加を支援するため、福祉に携わる人材の確保と、資質の向上に努めます。

■具体的な取り組み

2-1 施設等入所から地域生活への移行促進

① 住まいのバリアフリー化

住み慣れた家での生活が継続できるように、住宅改造費を一部助成して住宅のバリアフリー化を支援します。

② 生活型施設の利用促進

地域で自立した生活が送れるように、居宅と施設の中間的施設である、グループホームの利用を促進します。

③ 施設の有効活用

施設が持つ機能を有効に活用して、就労、療育、相談等への支援体制の充実を図ります。さらに、地域に開かれた身近な交流スペースとしての活用を促進します。

④ 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方の高齢化や障がいの重度化、親亡き後を見据え、地域における居住支援の機能強化の在り方について検討を行い、必要な機能の整備に取り組みます。

⑤ 地域生活への移行支援

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、地域生活への移行に向けた支援及び地域生活を継続するための支援を推進します。

また、一般相談支援事業所において、障害者支援施設等及び精神科病院に入所又は入院している者、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者に対し、住居の確保や相談等を行います。

2-2 相談・支援体制の充実

① 身近な相談窓口の充実

身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅支援を行うため、各区役所に多様な相談に適切に対応できる相談員等を配置します。ケアマネジメント事業により、利用者と地域の様々な社会資源やサービスを有効に結びつけた相談・利用支援体制の充実を図ります。

さらに、様々な機関と連携し、地域の身近な相談窓口を充実します。

② 計画相談支援の拡充

障害福祉サービス等を利用する障がい者（児）に、サービス等利用計画を作成により、当該障がい者（児）がかかえる課題を把握し、適切なサービスの提供につながるよう支援を行います。

③ 児童相談所による相談支援

18歳未満の養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談など子どもに関する様々な相談支援を行います。

子どもの福祉の増進のため、増加・複雑化傾向の児童虐待相談などに対して専門的・効果的な援助を行えるよう支援体制の充実を図ります。

④ 発達障がい者センターによる相談支援

発達障がいのある方及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行います。

⑤ 相談支援事業の充実

障がいのある方の日常生活や社会参加を支援するため、障がい種別に関わらず、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談支援事業所の体制の整備と機能の充実を促進します。また、相談支援事業所と区役所、その他相談窓口等の連携を図ることで、総合的な相談支援体制の提供に努めます。

なお、基幹相談支援センターについては、課題の整理や、設置の要否について検討を行います。

さらに、触法障がい者に関する相談など、対応に専門性が必要な事例について、相談支援事業所や関係機関が情報交換を行う機会を設けます。

⑥ 熊本市障がい者自立支援協議会

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、様々な福祉サービス等を適切に結びつけて調整し、社会資源の開発・改善を行う相談支援事業を充実させることが重要であることから、その中核的役割を果たす熊本市障がい者自立支援協議会の運営の活性化を図ります。

⑦ 家族会・当事者会の活動支援

障がいのある方やその家族が当事者の視点に立った相談支援を行うことで、より、当事者の問題解決できるよう各家族会・患者会と連携し、その活動の支援を図ります。

⑧ ピアサポーター等の活動支援

障がいのある方が自らの経験を生かして相談や支援を行うピアサポートの普及・啓発に努め、ピアサポーターの活動を支援します。

2-3 障がい児支援の充実

① 相談・支援の充実

障がいを早期に発見し、適切な相談・支援を行うため、フォローシステムを強化します。

② 障がい児保育の充実

専門機関が有する障がい児処遇の知識・技術を、保育園等において活用できるよう、医療・福祉関係機関との連携を図るとともに、園への訪問指導や研修等の実施による職員のスキルアップを図り、保育園等での障がいのある子どもの受け入れを促進します。

③ 家族支援の充実

家族の介護負担の軽減を図るため、放課後等デイサービスや短期入所、日中一時支援事業、学童保育などの充実に努めます。また、家族が障がいを受け入れることについて支援に取り組みます。

④ 子ども発達支援センターによる支援

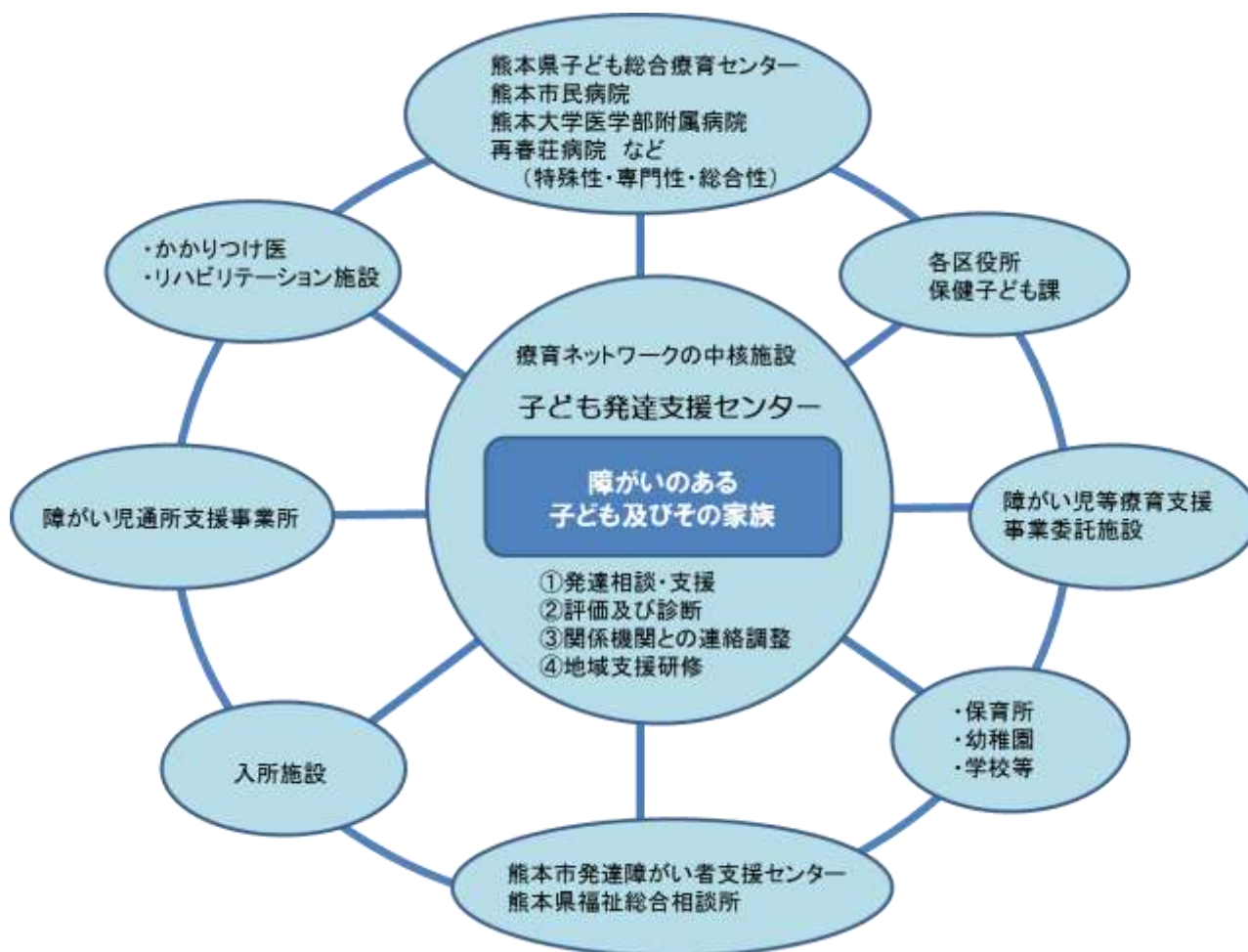
障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育園、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行います。

診断告知を求められた場合には、細心の配慮を行い、円滑な社会生活を促進する支援、二次障がいを起こさないようにする支援に努めます。

⑤ 地域療育体制の整備

地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるように、各施設や医療機関、相談窓口等の連携を深めます。さらに、障がい児等療育支援事業や「子ども発達支援センター」の活用により、支援のための関係機関のネットワーク化を推進します。また、障がいのある子どもに対する理解を促進し、地域での協力・支援を促すため、療育に関係する機関等と連携して、障がいに関する知識の普及・啓発に努めます。

■熊本市における療育に関する概念図■



⑥ 障がい児支援に関するサービスの充実

障がいのある子どもが早い段階から身近な地域で必要な療育が受けられるよう、療育や訓練を行う障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）等、サービスの拡充を図ります。

また、年齢が進んだ後、障がいを事由に支援が必要になった児童生徒に対しても同様に、一人ひとりのニーズにあった支援が受けられるようサービスの拡充を図ります。

2-4 障がい者の権利擁護

① 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

判断能力が充分でない障がいのある方が、地域で安心した生活を送れるように、日常的な相談や援助、財産の保全・管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知・普及を図ります。

② 権利保護に対する支援（成年後見制度）

障がい者の権利を保護するための、成年後見制度の周知及び適正な利用の促進を図ります。

また、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見人及び市民後見人の育成に取り組みます。

③ 苦情解決体制の整備

障がいのある方が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と苦情解決体制の充実を図ります。さらに、当事者やNPO等の第三者が苦情解決に参画できる仕組みづくりを検討します。

④ 情報開示の適切な運用指導

開示が義務づけられている情報や自己評価の結果など、利用者がサービスを選択するうえで役に立つ情報が適切に開示されるよう事業者の指導を徹底します。

⑤ 福祉サービスの第三者評価

事業者が提供するサービスの質を、一定の基準に基づき客観的に評価し、結果を分かりやすく情報提供する、第三者機関による評価制度について実施を指導します。

⑥ 身体障がい者及び知的障がい者相談員

障がいのある方が障がいのある方の生活全般や、福祉サービス利用などについての相談を行います。さらに、精神障がい者の相談にも対応できるように、精神保健福祉士による相談体制の整備に取り組みます。

⑦ 民生委員・児童委員

地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができるよう、研修や啓発を通じて資質の向上を図ります。

⑧ 虐待防止に関する取り組み

「熊本市虐待防止センター」を窓口として、障がいのある方に対する虐待に関する通報等の受け付けや、虐待に関する啓発活動を行うなど、市として障がい者虐待の防止とその解消を図ります。また、「熊本市障がい者虐待防止連絡会議」において、情報の共有と関係機関の連携強化を図ります。

⑨ 障がいを理由とする差別の解消

障害者差別解消法の施行に向け、熊本県の障害もある人もない人も共に生きる熊本づくり条例も踏まえ、市として必要な取り組みを検討し、その推進を図ります。また、法の趣旨・目的等について市民への周知を図ります。

2-5 在宅福祉サービスの充実

① 訪問系サービスの拡充

在宅における介護のニーズは年々増加する傾向にあります。様々なライフスタイルに応じた訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の質と量を確保します。

② 日中活動系サービスの拡充

障がい者一人ひとりが、障がいの種類・程度に応じて、必要な日中活動を行うことができるよう、生活介護、療養介護、短期入所の日中の介護サービスや、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の自立に向けたサービスの拡充を図ります。

③ 移動支援の拡充

地域生活支援事業として、全身性の障がいや知的障がい、精神障がいのある人及び難病患者等が社会参加等のために外出を必要とする場合に、外出支援を行います。

④ 訪問入浴サービス

地域生活支援事業として、入浴が困難な重度の障がい児（者）の家庭に移動入浴車を派遣し、在宅介護を支援します。

⑤ 日中一時支援事業

地域生活支援事業として、障がいのある方等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい者等に対して日中における活動の場を提供します。

⑥ 熊本市障害者福祉センター（希望荘）

障がいのある方のための相談や趣味・学習講座、地域との交流行事等について、今後も障がいのある方や地域住民と連携して各種事業の企画を行い、事業内容の充実を図ります。また、地域活動支援センターⅡ型として訓練や入浴のサービスを提供します。

⑦ 地域活動支援センター事業（Ⅰ型）

地域の身体・知的・精神障がい者の相互及び社会交流を促すことで、社会参加・社会復帰への支援に努めます。

2-6 精神障がい者の社会復帰・社会参加支援

① 精神障がいについての理解の普及

精神障がいについての偏見や差別をなくすため、正しい理解の普及を図ります。

② 精神障がい者に対する障害福祉サービスの拡充

発達障がいや、高次脳機能障がいなども含めた精神障がい者に対し、障害福祉サービスの充実を図るとともに、制度の周知を行い、適切な利用を促進します。

③ 当事者交流・活動の支援

精神障がい者の相互交流と社会参加を促すために、自主組織の育成や日中活動・交流の場の情報提供を行い、社会復帰への支援に努めます。

④ 家族の支援

家族教室や訪問活動等を通して、家族全体への支援を実施します。

2-7 福祉に携わる人材の養成

① 日常生活を支援する人材の養成

平成25年度から障がい者の範囲に加わった難病患者等への支援に取り組むため、難病患者等ホームヘルパー養成研修を行います。

② 社会参加等を支援する人材の養成

障がいのある方のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者、スポーツや文化活動等の指導者や支援者の養成を行います。

③ 福祉に携わる職員の資質の向上

行政や施設の職員に対して、障がいや障がいのある方についての正しい知識と理解の啓発や、より専門的な知識や技術の研修と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。

■現状と課題

- 生活習慣病による内部障がい等を防止するため、生活習慣の改善、疾病の予備や早期発見、適切な指導や治療を促すための施策展開が必要です。また、健康についての個別相談や、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実が求められています。
- ライフステージに応じた一貫した医療やリハビリテーションが、地域においても継続して受けられる体制を整備する必要があります。
- 障がいのある方の口腔の健康とQOL（生活の質）の向上を図るうえで、歯科保健医療を充実する必要があります。
- 本市における医療的ケアを必要とする重症心身障がい児・者は増加傾向にあり、障がいがあっても地域で生活できる支援体制の整備、特に在宅で生活している重症心身障がい児・者の介護を行う家族の負担軽減、親の高齢化や親亡き後も引き続き地域で生活できるようにしていくことが求められています。また、重症心身障がい児・者及びその家族が地域で安全・安心に生活していくことができるよう、重症心身障がい児・者へ総合的な支援体制の整備及び地域生活支援策の更なる充実について検討する必要があります。
- 平成25年4月に新たに障がい者の範囲に加わった難病患者への支援の拡充と、難病に対する理解促進の取り組みが求められています。
- 多様化する精神科医療へのニーズに対応するため、精神科医療機関との連携を強化し、支援の充実を図る必要があります。
- うつ病をはじめ、アルコール・薬物等の依存症や高次脳機能障がい、また、思春期・青年期の「ひきこもり」等の心の健康に関連する問題も増えており、様々な相談に対する支援の充実が望まれています。
- 発達障がいの早期発見と、療育体制の整備が望まれます。
- 自殺を図った人の直前の心の健康状態を見ると、うつ病やアルコール依存症等の精神疾患の影響も明らかにされており、自殺予防の観点からの事業の充実も必要です。

■施策の方向性

1 保健活動の推進

障がいの原因となる疾病の予防等に取り組みます。

2 医療・リハビリテーション体制の整備

必要とされる医療やリハビリテーションを適切に受けられる環境の整備に努めます。

3 難病患者への支援

- ・ 難病に対する理解を深めるための取り組みや、患者同士が情報交換を行う機会の提供に努めます。
- ・ 関係機関との連携による支援体制を整備するとともに、障害福祉サービスの利用を促進します。

4 精神保健・医療施策の推進

・保健、医療、福祉に係る関係機関が連携し、様々な精神障がいに関する相談に対応する等、精神保健福祉サービスの充実を図るとともに、ひきこもりや発達障がい等への専門的な支援の充実に努めます。

■具体的な取り組み

3-1 保健活動の推進

① 疾病の予防

育児教室、育児サークル、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教室や、健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。

また、障がいの原因となる疾病の予防と治療のために、周産期の心身の健康管理・小児医療の充実を図ります。

② 早期発見・適切な対応

乳幼児健康診査、その他各種健診等により、疾病の早期発見と治療に努めます。障がいに対する理解不足によっておこる二次障がいを防止するため、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実を図ります。

3-2 医療・リハビリテーション体制の整備

① 重症心身障がい児・者の支援の充実

・短期入所の充実

自宅中心で医療的ケアが必要な方が、地域生活を営んでいくために、レスパイトケアの充実を図ります。

・指定児童発達支援事業所など療育、リハビリテーション機関の確保

乳幼児期において療育、リハビリテーションは、障がいの軽減や二次障がいの予防などの観点から大変重要です。NICU退院後の生活モデルへの移行の視点も含めた指定児童発達支援事業所など療育、リハビリテーション機関の確保策を図ります。

・重症心身障がい児等に対応した相談支援体制の整備

医療・保健・福祉などにまたがる相談支援を統合総合的に行うとともに、それぞれのサービスをコーディネートするなど、児から者に至る一貫した、かつライフステージに応じた相談支援体制を整備します。

- ・障がいの重度化・高齢化及び親亡き後も踏まえた居住支援

親亡き後の生活という中長期的な視点も踏まえ、グループホームや障害者支援施設などにより居住支援のあり方について検討します。

- ・行動障がいのある方に対する支援

在宅の行動障がいのある方の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携など行動障がいのある方に対する支援の充実を図ります。

- ・総合的な支援体制の確保

重症心身障がい児・者の支援に当たっては、医療・保健・福祉などのそれぞれの分野の連携により一体的な支援を行い、医療・保健・福祉サービスを必要とする障がい児者に、必要とされるサービスが円滑に届く支援の実現を目指します。

② 医療費の助成

障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。（育成医療費助成、更生医療費助成、重度心身障害者医療費助成、精神通院医療費助成）

③ 地域リハビリテーションサービスの充実

障害者福祉センター（希望荘）などを活用し、関係機関が連携をとりながら、適切な地域リハビリテーションサービスの提供を行います。

④ 歯科保健医療の推進

歯科保健に関する知識の普及を図り、各区役所で未就学児等を対象に、むし歯予防に効果的なフッ化物の塗布を行います。

また、親の会等と連携し、障がいのある方の歯科疾患の予防に関する啓発に取り組みます。

歯科医療については、障がい児のある方が安心して診療を受けることができる歯科医療機関の情報提供を行うとともに、医療機関や熊本県口腔保健センター、市歯科医師会との連携強化を図り、歯科保健医療体制を充実します。

⑤ 二次障がいの予防

一次障がい（既存の障がい）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障がい）を生み出さないために、適切な治療やリハビリテーション、生活、労働の環境について、正しい知識の普及に努めます。

3-3 難病患者への支援

① 難病対策の推進

難病患者の療養上の不安や悩みを解消するための状況の把握や訪問指導や、患者同士が支えあい、情報交換や啓発を行う患者会への支援を行います。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の制定に伴い、県と連携して支援体制を整備するとともに、専門医療機関やかかりつけ医、地域の関係機関（者）、熊本県難病相談支援センター等との連携を図ります。

また、難病に対する相互理解を深めるための研修会や講演会、難病の医療相談会等の開催を行います。

② 難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援

難病患者等に対する障害福祉サービスの提供にあたっては、障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行うとともに、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮しながら、適切な利用を支援します。

3-4 精神保健・医療施策の推進

① 精神科医療機関等との連携の強化

緊急時における精神科救急医療体制の整備や精神障がいの状態に応じた適切な医療の提供、更には、退院前の個別ケース検討など、精神科医療機関や地域活動支援センター等との連携による支援の充実を図ります。

② 相談支援体制

区役所・こころの健康センター・発達障がい者支援センター・相談支援事業所等における相談体制の充実に努めます。

③ 依存症の対策

医療につながりにくい依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）の相談体制の充実や、関係機関との連携を行い、回復に向けた支援体制の充実を図ります。

④ ひきこもりへの対策

思春期・青年期における不登校や社会的ひきこもりの対策として、熊本市ひきこもり支援センター「りんく」（H26.10月開設）を核に、電話・来所・訪問相談や関係機関との連携を行い、相談体制の整備・充実を図ります。

⑤ 高次脳機能障がいへの対応

高次脳機能障がいの相談を受けるとともに、熊本県高次脳機能障害支援センター及び医療機関と連携し、専門相談への対応を図ります。

⑥ 発達障がいへの対応

「発達障害者支援法」を踏まえ、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握とネットワークの構築を行います。

⑦ 自殺予防への対策

「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」等を踏まえ、自殺予防週間等を活用した啓発事業の実施、ゲートキーパー養成等の人材育成事業や自死遺族支援、更には「熊本市自殺対策連絡協議会」の実施等による連携した取組みを推進します。

⑧ 認知機能リハビリテーションの実施

「統合失調症の認知機能リハビリテーション」を取り入れた就労準備デイケアを行うとともに、関係機関との連携を図り、精神障がい者の社会復帰支援体制を充実します。

■現状と課題

- 障がいのある方が住み慣れた地域の中で自立生活を送るには、住まいの確保が必要であるため、障がいの態様に応じた公共住宅の供給や、民間住宅のバリアフリー化等の促進が求められています。
- 「すべての人にやさしく安全なまちづくり」に向けて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を踏まえ、公共建築物や道路、民間建築物等における福祉環境整備の促進を図り、総合的に福祉の視点を組み入れたまちづくりを進める必要があります。
- 障がいのある方が利用しやすい公共交通機関の整備や、自家用車による移動への利便性の向上が求められています。
- 障がいのある人もない人も、誰もが地域の一員として共に助け合い、支え合う地域ぐるみの防犯・防災体制づくりへの取り組みが求められています。

■施策の方向性

1 住環境の整備

障がいのある方の住まいを確保し、住戸のバリアフリー化を行う等、住環境の整備を推進します。

2 ユニバーサルデザインの推進

だれもが使い勝手の良いユニバーサルデザイン（UD）を取り入れ、計画の段階から障がいのある方の参画を得ながら、やさしいまちづくりの推進を図ります。

3 緊急時における障がい者への支援

災害時に自力避難が困難な障がいのある人が安全に避難ができるように、地域の共助による緊急時の支援体制づくりを進めます。

■具体的な取り組み

4-1 住環境の整備

① 障がい者住宅改造費助成

住宅を住みやすく改造する場合に、リフォームヘルパーの派遣による助言及び改造費用の一部助成を行います。

② 公営住宅の活用

高齢者や障がい者等の住宅弱者対策として、1階への優先的入居、単身者向け住宅の供給を行います。さらに、市営住宅のグループホームとしての活用や公的保証人制度の検討を行います。

4-2 ユニバーサルデザインの推進

① 公共施設等の整備

市施設の改善・整備を行い高齢の方や障がいのある方等にやさしいまちづくりを進めます。さらに、多目的トイレ(オストメイト及び音声誘導装置付き等)の設置など、バリアフリー化による誰もが利用しやすい環境の整備を推進します。

② 民間建築物の整備

不特定多数の方が利用する既存建築物のユニバーサルデザイン化改修工事費の一部を助成します。

③ 安全で快適な道づくり

歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを進めます。また、路上における放置自転車の解消や不法占用物件の撤去を行い、バリアフリー空間の確保に努めます。

④ 公共交通・移動手段の利便性の向上

障がいのある方が安心してバスや市電を利用できるように、ノンステップバス等の導入を促進します。また、段差解消等、車椅子の利用環境整備も含め電停のバリアフリー化を推進します。

4-3 緊急時における障がい者への支援

① 地域における避難支援体制づくり

熊本市地域防災計画に基づき市において「避難行動要支援者名簿」を作成し、名簿に掲載される災害時に支援を必要とする障がい者に対し、本人同意に基づき、平常時からの情報提供及び個別避難支援プランの作成を推進し、災害時の支援体制を築きます。

② 地域ぐるみの防犯・防災体制の整備

高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防犯・防災体制づくりを推進します。

③ 施設における防災体制の整備

施設の所有者や管理者に対し、障がいのある方の利用に配慮した改修や防災訓練の実施を働きかけ、災害発生時の連絡通報体制、避難誘導體制の確立を図るとともに、防災・防火意識の高揚に努めます。

④ 点字文書による防災指導小冊子の発行

火災や緊急時の連絡方法等を記載した点字版の小冊子を配布します。

⑤ 緊急通報システム貸与事業

単身または障がい者のみの世帯で緊急時の連絡が困難な方に、緊急通報システムの貸与を行い、24時間体制の対応を行います。

⑥ FAXや携帯メールを活用した緊急通報の利用促進

音声（言葉）での通報が困難な方々に、FAXや携帯メールによる119番通報の利用を促進します。

⑦ 福祉避難所の拡充

災害発生時に、体育館等の一般避難所では避難生活を送ることが困難な方々（要援護者）の受け入れを行う場として、事業所との協定に基づき「福祉避難所」を開設することで、避難支援体制の整備を図ります。

■現状と課題

- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、教育環境の整備、指導方法等の工夫・改善を図り、自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援する必要があります。
- 重度化・多様化する障がいへの教育関係者の共通理解と、教育的支援の充実が求められています。
- 市民一人ひとりが自己の実現を目指し、自らが進んで学ぶ生涯学習活動への支援が望まれています。

■施策の方向性

1 特別支援教育の推進

学校教育法等の改正を踏まえ、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の実現を目指して、教育環境の整備等の充実を図ります。

2 教育関係者への理解啓発の推進

障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援ができるよう、教育関係者の研修等に取り組みます。

3 生涯学習の振興

障がいのある方の生涯学習活動を支援し、社会参加と相互理解の促進を図ります。

■具体的な取り組み

5-1 特別支援教育の推進

① 教育相談体制の充実

生涯にわたって質の高い生活が送れるように、障がいの状態に応じた教育相談体制を充実します。

障がいの状態に応じた適切な就学を支援するため、教育相談室と子ども発達支援センター等が連携して、発達や就学に関する相談を実施します。

児童生徒の療育・教育上の諸問題について、保護者、子ども及び教育関係者の相談に応じます。

医療・保健・福祉等の専門家によるネットワークの整備に取り組みます。

特別な支援が必要な子どもや希望するすべての保護者を対象に、特別支援学級等にかかる就学説明会を実施します。また、区役所等関係部署と連携し、希望する保護者に対し、就学についての情報提供の充実を図ります。

② 就学指導委員会

就学指導委員会において、保護者の意見を踏まえながら、発達障がいを含め、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な就学のための審議を行います。

③ 校内支援体制の充実

障がいのある児童生徒一人ひとりに適切な指導支援を行うため、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上を図ります。

共に学びあい相互に理解を深めるため、交流及び共同学習を進めるとともに、通常の学級においても、特別支援教育の視点を生かした授業づくりを推進します。

また、各学校内において、保護者の相談窓口や関係機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、具体的支援の計画・検討などを行う校内委員会を設置します。

さらに、児童生徒の安全確保や学習環境の改善を図るため教員を補助する学級支援員や医療的ケアを行う看護師を適切に配置します。

④ 障がいのある児童生徒のための施設等環境整備

障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、施設・設備の改善や整備を進めます（トイレの改修、スロープ設置、階段昇降機設置、熊本県やさしいまちづくり条例等に基づくエレベーターの設置等）。

⑤ 進路指導の充実

一人ひとりの児童生徒の特性に応じた適切な進路を保障するため、教育、福祉、労働分野等の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の社会的自立に向けた支援に取り組むなど、進路指導のより一層の充実を図ります。

⑥ 市立特別支援学校の整備

障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据え、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える「多様な学びの場」を確保するとともに、市内の特別支援教育の充実を図るための施設として、市立特別支援学校の整備を行います。

5-2 教育関係者への理解啓発の推進

① 教職員研修

障がいのある児童生徒に対して、学校全体で共通理解のもと適切な教育が展開できるよう、特別支援教育コーディネーター研修をはじめ、全教職員に対する研修の充実を図ります。

② 発達障がいの理解推進

「子どもたちの理解と支援のために」（小学校版）や「ともに支える特別支援教育をめざして」（中学校版）のリーフレットを配布し、発達障がいに対する理解促進を図ります。

① 学習機会の提供

障がいのある人への学習機会の提供と内容の充実に取り組みます。

② 自主活動への支援

「出前講座」の実施等により障がい者のグループや団体の自主活動を支援します。

■現状と課題

- 法定雇用率を達成している事業所はまだ十分ではなく、障がいのある方の雇用は依然として厳しいことから、事業所等への雇用支援が求められています。障がいのある方の一般就労を促進するために、関係機関との連携のもとに、雇用環境の充実を図る必要があります。
- 一般就労への移行を希望する障がいのある方に、適切な求人情報を伝え、求職活動を支援するとともに、雇用機会や訓練指導等の支援充実を図る必要があります。就労の初期段階における支援制度を充実し、職場への定着を図る必要があります。また、難病や発達障がい等の多様な障がいに対応することができる支援体制の整備が求められています。
- 一般就労が困難な障がいのある方の就労の場の充実を図るとともに、工賃水準向上のための取り組みを強化する必要があります。
- 障がいのある方の外出を支援し、積極的な社会参加の促進を図るため、移動手段への公的支援が必要です。また、ノンステップバス・リフト付バス等の運行経路の拡充など、移動手段にすき間が生じないような交通体系の充実が求められています。
- 健康や体力の増進、生きがいのある生活や豊かな人間関係等を形成するためのスポーツ・文化活動を、障がいの態様に応じて気軽に楽しめるような環境づくりが求められています。

■施策の方向性

1 雇用の場の確保

- ・障がい者雇用に対する企業意識の高揚を図り、障がいのある方の就労機会の拡大と職場環境の整備を促進します。
- ・障害者雇用促進法や、障害者優先調達推進法など、新たな法制度の周知を図ります。

2 一般就労への移行と定着・継続への支援

- ・「熊本市障がい福祉計画」に基き、サービス事業者との連携のもと、就労移行支援事業や就労継続支援事業等の一般就労を促進するための各種サービスの充実を図ります。
- ・関係機関との連携のもと、障がい者就労・生活支援センターにおける情報発信や相談機能の向上を図り、就労に関わる相談や就労定着指導等を行い、障がいのある方の一般就労への移行及び定着・継続を支援します。
- ・難病患者や発達障がい者等の相談に対応するため、専門機関との連携を強化します。

3 福祉的就労への支援

- ・「熊本市障がい福祉計画」に基き、サービス事業者との連携のもと、一般就労が困難な障がい者に対する福祉的就労の場の充実確保を図ります。
- ・障がい者の工賃水準向上を図るため、障害者優先調達推進法に基づく取り組みや、障がい者施設の商品力の向上、販路拡大などの支援に取組みます。

4 移動手段への支援

障がいのある方の社会参加の促進を図るため、移動手段への支援を行います。

5 スポーツ・文化活動の促進

障がいのある方が円滑に文化芸術活動やスポーツを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

■具体的な取り組み

6-1 雇用の場の確保

① 事業主への啓発

障がい者雇用に関する支援制度や障がい特性等を周知のうえ、市内の事業主に対して障がい者雇用についての理解促進を図り、雇用の場の開拓及び継続的な雇用への協力を要請します。

また、精神障がい者の雇用対策強化の改正障害者雇用促進法などの障がい者雇用に関する新たな法制度の内容について周知を図ります。

② 雇用に当たっての支援

関係機関と連携しながら、求人と求職者のマッチングを行うとともに、障害者雇用納付金制度に基づく助成や特定求職者雇用開発助成金制度など障がい者雇用を促進する各種制度の周知徹底を図ります。また、障がい者サポート企業・団体の認定などにより、障がいのある方を雇用する企業の活動を応援します。さらに、市が行う物品調達や工事・業務委託等について、障がいのある方の雇用促進に努めている事業所に対し、業者選定における優遇措置を検討します。

③ 公共機関での障がい者雇用の促進

市における障がい者雇用について、法定雇用率を確保します。また、採用にあたっては、試験の実施方法等において必要な配慮を行うよう努めるとともに、障がい者が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

④ 共同受注窓口の検討

共同受注の課題を整理し、仕組みを検討します。

⑤ 障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出

障がいのある方の雇用の場を確保するために、在宅でできる仕事など、障がいのある方の能力や特性に応じた仕事の創出に努めます。

① 就労移行支援事業

一般企業等への就労を希望する障がいのある方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行います。

② 就労継続支援事業（A型・雇成型）

就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基く就労機会を提供します。

③ 職場定着と継続就労への支援

障がいのある方の職場への定着と就労の継続を支援するため、公共職業安定所（ハローワーク熊本）や熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、トライアル雇用（障害者試行雇用事業）や職場適応援助者（ジョブコーチ）等の障がいのある方・事業主双方を支援する各種制度について、周知徹底と利用促進を図ります。

障がい者就労・生活支援センターを就労支援の核として位置づけ、関係機関と連携して就労・生活支援はもとより、職場開拓や職場定着の支援を実施します。

④ 障がい者嘱託員雇用

市において、知的障がい者や精神障がい者等を嘱託員として雇用し、一般就労に向けての経験を積む機会の確保・充実を図ります。さらに、専門のジョブコーチを配置することで、支援の充実を図ります。

⑤ 求人・求職者情報の提供

障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センターと情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努めます。

⑥ 関係機関との連携による相談支援

障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、就労移行支援事業所等の就労関係機関及び特別支援学校などの教育機関との連携を強化し、就労に向けた段階から就労後の職場定着・生活に関することまで、総合的に相談を受けることができる体制を整備します。

⑦ 難病、発達障がい等の特性に応じた就労支援の充実

難病や発達障がい等の多様な障がいについて、その特性や配慮の方法等の周知により、企業等の理解を促進し、就労の機会の充実と雇用環境の整備を促進します。

6-3 福祉的就労への支援

① 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進

障害者優先調達推進法に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度策定し、庁内各課における積極的な調達を推進します。

また、企業等に対する施設で提供できる物品等の情報提供により、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。

② 就労継続支援事業（B型・非雇用型）

一般就労が難しい障がいのある方等の働く機会を確保するため、雇用契約は結ばずに就労機会を提供する就労継続支援事業（B型・非雇用型）の充実を図ります。

また、希望する利用者が、就労継続支援事業（A型・雇用型）への移行につながるように、事業所間の連携の機会を提供します。

施設利用者の工賃向上を図るため、本市の庁内各課における障がい者就労施設等からの物品等の積極的な調達を進めるとともに、障がい者施設等の商品力の向上に関する研修や情報提供、販売・PRの機会の提供に努めます。

③ 地域活動支援センター（Ⅲ型）

一般就労が困難な障がいのある方を対象に、生産活動や創作的活動の機会を提供し、社会との交流促進を図ります。また、センターの安定的な運営のために、必要な支援を行います。

6-4 移動手段への支援

① 公共交通機関等による外出の支援

障がいのある方の外出を支援し、積極的な社会参加の促進を図るため、市内公共交通機関の乗車及び市の施設等が利用できる「熊本市優待証（さくらカード）」を交付するとともに、交通事業者に車両の運行系統の充実を働きかけるなど、優待証制度の円滑な利用を促進します。

また、移動が極めて困難な重度の障がい者には、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付します。

② 自家用車による外出の支援

障がいのある方の社会参加を促進するため、運転免許取得費の助成を行います。また、身体障がいのある方に対する自動車改造費の助成や、重度の知的障がいのある方に対するガソリン券の交付など、障がいの状態に応じた支援を行います。

① スポーツ、文化芸術活動団体の支援

障がいのある方のスポーツ・文化芸術活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供、アドバイス、補助などの支援を行います。

② 体育施設等のバリアフリー化

障がいのある方がスポーツ・文化活動を楽しめるよう、市内の公共関連施設のバリアフリー化を進めます。また、気軽にスポーツに参加できるよう、電話相談、スポーツ指導の充実など、ソフト面でのバリアフリー化もあわせて進めます。

③ 障がい者のスポーツ活動への支援

障がいのある方が、スポーツ活動を楽しむ機会として各種大会の開催やイベントの支援を行います。

④ 障がい者の芸術文化活動への支援

障がいのある方が芸術文化活動を楽しむ機会として、作品の展示会等のイベントの開催を行います。

また、関係団体と連携・協力し、芸術文化活動を通じた障がい者の新たな可能性の追求などを支援します。

■現状と課題

- 今日の情報化社会において、障がいのある方が様々な情報を入手できるように、一人ひとりの障がいに応じて、適切な方法で情報を提供する必要があります。
- 福祉サービスの選択や決定に必要な情報を適切に提供し、自己決定を総合的に支援する体制の整備が求められています。

■施策の方向性

1 情報バリアフリーの推進

障がいのある方の社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報が、適切な方法で確実に伝わるように、情報提供の方法や内容を充実します。

■具体的な取り組み

7-1 情報バリアフリーの推進

① ふくしのしおり

障がい福祉の制度内容を分かりやすく説明した「ふくしのしおり」を配布して、事業・制度の周知を図ります。

② アクセシビリティに配慮した市政及び市議会の広報

広報紙「市政だより」や「議会だより」の点字版を作成（市政だよりについては音声版も作成）し、視覚障がい者への情報提供を行います。

また、市ホームページに音声読み上げ機能や背景色変更機能、文字サイズ変更機能をつけ、サービスの充実を図ります。

③ 関係機関との連携

聴覚障害者情報提供センター等の関係機関との連携により、聴覚障がい者等への情報提供を図ります。

④ 聴覚障がい者等への意思疎通支援

聴覚障がい者等への情報提供や意思疎通を補完するため、手話通訳者や盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読（音訳）奉仕員等の養成を行います。

また、手話通訳者等の派遣や、各区役所総合案内への手話通訳者の設置など、聴覚障がい者等の意思疎通を支援します。

⑤ 市ホームページにおける情報の充実

障がい福祉に関する各種サービスの紹介をはじめ、施設や事業者の情報等を、市ホームページで提供します。

⑥ 保健福祉総合情報システム

障がいのある方からの相談や各種手続きに保健福祉総合情報システムを活用し、サービスの向上を図ります。

⑦ 行政情報の周知

年金・手当等の制度も含め、各種行政情報の提供に努めます。

第3編 数値目標

第4期熊本市障がい福祉計画より見込量を抜粋予定

- 1 障害福祉サービス量見込み
- 2 地域生活支援事業

附属資料

策定経緯などを掲載予定

